国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令

国立大学法人法施行規則（平成十五年文部科学省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（監査報告の作成） **第一条の二**　法第十一条第六項及び第二十五条第四項の規定により文部科学省令で定める事項については、この条の定めるところによる。 ２　監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第一号並びに第五項第三号及び第四号において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。 一　〔略〕 二　当該国立大学法人等の子法人（法第十一条第九項及び第二十五条第七項に規定する子法人をいう。以下同じ。）の取締役、会計参与、執行役、業務を執行する社員、会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人 三　〔略〕 ３～５　〔略〕 （監事の調査の対象となる書類） **第一条の三**　法第十一条第八項及び第二十五条第六項に規定する文部科学省令で定める書類は、法、準用通則法（法第三十五条において準用する独立行政法人通則法をいう。以下同じ。）、国立大学法人法施行令及びこの省令の規定に基づき文部科学大臣に提出する資料とする。 （子法人） **第一条の四**　法第十一条第九項及び第二十五条第七項に規定する文部科学省令で定める法人は、国立大学法人等に適用する会計の基準として文部科学大臣が別に公示する国立大学法人会計基準（第十三条第三項並びに第十六条の四第三項第二号イ及びロにおいて「国立大学法人会計基準」という。）の定めるところにより、国立大学法人等が議決権の過半数を保有している会社等として連結の範囲に含まれる会社とする。 （学長の選考が行われたときの公表事項） **第一条の五**　法第十二条第八項に規定する文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。 一　法第十二条第二項の規定により学長（理事長を置く国立大学法人にあっては、理事長。以下同じ。）として選考された者について、学長選考会議が当該者を選考した理由 二　〔略〕 ２　前項の規定は、法第二十六条において読み替えて準用する法第十二条第八項の規定により大学共同利用機関法人が行う公表について準用する。この場合において、前項中「学長選考会議」とあるのは「機構長選考会議」と、同項第一号中「学長（理事長を置く国立大学法人にあっては、理事長。以下同じ。）」とあるのは「機構長」と、同項第二号中「学長の」とあるのは「機構長の」と読み替えるものとする。	（監査報告の作成） **第一条の二**　法第十一条第四項及び第二十五条第四項の規定により文部科学省令で定める事項については、この条の定めるところによる。 ２　監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第一号並びに第五項第三号及び第四号において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。 一　〔略〕 二　当該国立大学法人等の子法人（法第十一条第七項及び第二十五条第七項に規定する子法人をいう。以下同じ。）の取締役、会計参与、執行役、業務を執行する社員、会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人 三　〔略〕 ３～５　〔略〕 （監事の調査の対象となる書類） **第一条の三**　法第十一条第六項及び第二十五条第六項に規定する文部科学省令で定める書類は、法、準用通則法（法第三十五条において準用する独立行政法人通則法をいう。以下同じ。）、国立大学法人法施行令及びこの省令の規定に基づき文部科学大臣に提出する資料とする。 （子法人） **第一条の四**　法第十一条第七項及び第二十五条第七項に規定する文部科学省令で定める法人は、国立大学法人等に適用する会計の基準として文部科学大臣が別に公示する国立大学法人会計基準（第十三条第三項並びに第十六条の四第三項第二号イ及びロにおいて「国立大学法人会計基準」という。）の定めるところにより、国立大学法人等が議決権の過半数を保有している会社等として連結の範囲に含まれる会社とする。 （学長の選考が行われたときの公表事項） **第一条の五**　法第十二条第八項に規定する文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。 一　法第十二条第二項の規定により学長として選考された者について、学長選考会議が当該者を選考した理由 二　〔略〕 ２　前項の規定は、法第二十六条において読み替えて準用する法第十二条第八項の規定により大学共同利用機関法人が行う公表について準用する。この場合において、「学長」とあるのは「機構長」と、「学長選考会議」とあるのは「機構長選考会議」と読み替えるものとする。